

介護保険住宅改修費 支給申請について

社会福祉課介護保険係

TEL 0765-23-1148

介護保険制度では、要介護・要支援の認定を受けられた方に、小規模な住宅改修を行い、心身の状況や住宅の状況等から必要を認められた場合、住宅改修費が支給されます。支給を受けるには、工事着工前の申請が必要です。

上限額は20万円で、そのうち1割～3割の自己負担が必要です。

魚津市では、介護保険法における住宅改修費の給付について2つの方式をとっています。1つめは、住宅改修者が施工事業所に対し住宅改修代金の全額を負担した後、保険者から代金の7割～9割相当額を改修者に対し支給する「償還払い方式」です。

2つめは、改修者が施工事業所へ住宅改修代金の1割～3割相当額のみ支払い、改修者の代わりに、改修者より受領の委任を受けた住宅改修事業所が保険者から住宅改修代金の7割～9割相当額を受け取る「受領委任払方式」です。改修者は2つの方式から購入費の支払い方法を選択することができます。

(1) 対象者

要支援1・2または要介護1～5の認定を受け、在宅で生活している方。

※要介護・要支援認定申請中の方

認定申請中でも、申請し、住宅改修をすることは可能ですが、住宅改修費は、認定結果が出た後に支給されます。

非該当の場合は、住宅改修費は支給されません。

※病院に入院中または施設に入所中の方

入院中または入所中でも、申請し、住宅改修をすることは可能ですが、住宅改修費は、退院または退所後に支給されます。

退院または退所されなくなった場合は、住宅改修費は支給されません。

(2) 対象となる住宅

要支援1・2または要介護1～5の認定を受けた方が居住している住宅。

※共同住宅に居住されている方

住宅の所有者の承諾を得ることができれば、住宅改修費の支給が可能です。

※被保険者証に記載されている住所と異なる住所に居住されている方

被保険者証に記載されている住所以外は住宅改修費支給の対象となりません。

※住宅を新築、増築される方

既存の住宅を改修する場合にのみ住宅改修費が支給されます。新築、増築（拡張）された場合は支給対象となりません。

(3) 利用限度額

20万円（うち1割～3割が自己負担になります）

※20万円は数回に分けて利用することも可能です。

<20万円を使いきった場合でも再度20万円利用できる方がいます>

①初めて住宅改修に着工した日の介護度から3段階以上上がった場合
（要支援2と要介護1は同一段階として考える）

要支援1→要介護3以上

要支援2→要介護4以上

要介護1→要介護4以上

要介護2→要介護5以上

| | | | | |
|-----|----------|-----------------------|--------|-------------|
| 例1) | 要支援1→ | 要介護1 | →要介護3→ | 要介護4 |
| | | 20万円まで利用 | | 再度20万円まで利用可 |
| 例2) | 要介護1→ | 要介護3 | → | 要介護4 |
| | 10万円まで利用 | 残り10万円を利用 | | 再度20万円まで利用可 |
| 例3) | 要介護1→ | 要介護4 | | |
| | 12万円まで利用 | 再度20万円まで利用可 | | |
| | | (これまでの支給可能残額8万円は利用不可) | | |

②転居した場合

転居した場合は、転居後の住宅について、20万円まで住宅改修費が支給可能になります。

(4) 対象となる住宅改修

① 手すりの取り付け

廊下、トイレ、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等への手すりの取付け。

<対象外> 固定されていない家具への手すりの取付け。

② 段差の解消

スロープを設置する工事、踏み台の設置、敷居の撤去、浴室の床のかさ

上げ。屋外でも道路に出るまでの通路部分であれば対象。縁側（ベランダ、テラス）と地面との段差解消も支給対象。

<対象外> 昇降機、リフト、段差解消機等動力によって段差を解消する機器を設置する工事。固定しない踏み台の設置。

- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
居室を畳敷きからフローリングに変更する工事。浴室やトイレの床材を滑りにくいものに変更する工事。屋外でも道路出るための通路部分であれば対象です。
- ④ 引き戸等への扉の取替え
開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替え。扉の撤去。ドアノブの変更。戸車の設置。門扉の取替え。重い扉を軽い扉に取り替え
- ⑤ 洋式便座等への便器の取替え
和式便器を洋式便器に取り替え（洗浄機能付、暖房機能付も可）既存便器の向きの変更
<対象外> 洋式便器から機能付洋式便器への取替え。ポータブルトイレの設置。水洗化のための工事。
- ⑥ その他①から⑤の住宅改修に付帯して必要になる住宅改修
例1) 手すり取付けのための壁の下地補強
例2) スロープ設置に伴う転落防止柵の設置
例3) 敷居撤去に伴う扉の継ぎ足し

(5) 住宅改修費支給申請の流れ

1. 相談・検討

住宅改修を行う前に、担当のケアマネジャーに相談し、改修の内容を検討し、ケアマネジャーや施工業者に提出書類の作成を依頼してください。

2. 改修工事前の申請

着工前に、下記の書類を提出してください。(ケアマネ代行可)

- ・住宅改修費支給申請書（受領委任払いの場合は受領委任状も必要）
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・見積書
- ・改修箇所の工事前の写真（日付入り）
- ・住宅平面図（本人の動線記入）
- ・住宅改修の承諾書（所有者が被保険者以外の場合）

3. 住宅改修の着工

提出書類を確認した後、ケアマネジャーへ連絡します。その後着工になります。

着工後に変更が生じたときは、保険者に連絡してください。

4. 住宅改修完成後の申請

住宅改修の完成後、次の書類を保険者に提出してください。

- ・領収書（コピーでも可）
※受領委任払の場合は1～3割の額で小数点以下切り上げ
- ・請求明細書（見積書と同じであれば、提出不要）
- ・改修箇所の工事後の写真（日付入り）

5. 住宅改修費の支給

すべての書類を審査し、不備がなければ被保険者本人あてに支給決定通知書を送付し、指定された口座に住宅改修費を振り込みます。

振込日は、完成後の書類を提出した月の翌月 25 日です。

(6) 住宅改修で支給対象となる工事の紹介

住宅改修費の支給対象となる工事の種別については、『公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター』のホームページ（下記 URL）で確認できます。（https://www.chord.or.jp/tokei/pdf/kaigo_exp.pdf）

住宅改修Q & A

Q 1. 家族が住宅改修工事を行う場合はどのような取り扱いになるのか。

被保険者が自分で材料を購入し、本人又は家族等によって住宅改修が行われた場合には、材料費のみが支給対象になります。この場合の「領収書」は、材料の販売者が発行したものになります。添付する工事費内訳書は、使用した材料の内訳等を本人又は家族等が作成します。この場合であっても必要な書類に変更はありません。

Q 2. 転入前の住宅改修費支給申請は可能か。

被保険者証に記載されている保険者にのみ申請が可能です。そのため、転入前に申請を受け付けることはできません。転入手続き後に申請してください。

Q 3. 夫婦二人とも認定あり。共用部分を改修する場合は二人で負担できるか。

それぞれの必要な部分を改修することはできるが、重複の支給申請はできません。

不可) 扉の改修工事

改修費用 35 万円

妻 20 万円 夫 15 万円

可) 扉の改修工事と手すり取付工事

改修費用 40 万円 (扉分 35 万円、手すり分 5 万円)

妻 扉改修 20 万円 夫 手すり取付け 5 万円

Q 4. 新築する娘宅へ転居する。転居前に 20 万まで住宅改修費の支給を受けた。

転居後の新築の住宅で住宅改修をした場合に給付を受けられるか。

子の住宅へ住所地を移しているか、転居しているのであれば再度 20 万円まで住宅改修費の支給を受けることができます。ただし、新築住宅の改修工事は、原則として住宅改修費の支給対象になりません。

Q 5. 改修工事終了の翌月から給付額減額が適用される場合、保険給付は 9 割の給付となるのか。

着工日及び完成日が給付額減額の適用期間ではないため、保険給付は 9 割の給付となります。(負担割合についても同様の取り扱いとなります)

Q 6. 以前に保険給付で取り付けた手すりの金具がぐらぐらになっているので、修理したいが対象となるか。

破損した部分の修理や取り替えは、介護保険の給付対象になりません。保険給付で取り付けた手すり等でも、「受け金具が外れたので修理したい」といった修理・修繕の場合は介護保険の対象外です。

Q 7. 現在、物置として使っている部分を居室とするために住宅改修を行うのは対象となるか。

既に居室として利用していることが前提です。そのため対象にはなりません。

Q 8. 住宅改修費として諸経費はどこまで対象となるのか。

諸経費の範囲がどこまで含まれるかの判断は、住宅改修に要する経費であること、他事例と比較して著しく高額でないことなどの観点から個別で判断していくことになります。

保険者への書類申請代行料、工事中の工事完成写真代、工事を行う作業員の損害保険料等については、諸経費として認めていません。

なお、諸経費として計上している金額の内訳については、見積書や内訳書において、必ずしも明確にしておく必要がありますが、利用者から説明を求められた際は、内訳の詳細を明示する必要があります。

Q 9. 敷居撤去に伴う戸の取替えは給付の対象となるか。

原則、段差解消のための敷居撤去の付帯工事は、扉の継ぎ足し、鴨居の継ぎ足しを想定しています。取替えについては、自費で対応していただくことになります。

Q 10. 1階にトイレが2カ所あり、その両方に手すりを設置する工事は給付対象となるか。

使用頻度・必要性の高いトイレのみが給付対象となります。

Q 11. 現在使用している和式便器への移動が困難になり、身体機能の低下によって使用できなくなった。和式便器を取り壊し、居室近くの別の場所に洋式便器を設置する場合は給付の対象となるか。

和式便器の撤去及び処分、洋式便器の設置費用について給付対象となります。しかし、既存の和式トイレを取り壊すことなく洋式トイレを設置することは取替えにあたらないため、給付の対象なりません。

Q12. 勝手口にあるコンクリート階段（2段）を3段にして手すりを設置してよいか。

2段にすることにより、1段ずつの段差が小さくなるならば段差解消となるので給付の対象です。

Q13. トイレの引き戸が開閉しづらいため、家人が開けている。扉は既存のもので、丸型の鉄レールを三角のレール(Vレール)に交換するものは給付対象か。

開閉のしづらさ解消のため、レール部分のみを交換するものは、戸車またはレール部分の老朽化と考えられるため対象外です。既存の戸が重く、軽い戸への取替え、それに伴うレールの部分の改修は給付対象となります。

Q14. トイレに手すりを取り付ける際、紙巻器付きの棚手すりの取付け工事は給付の対象となるか。

介護保険の住宅改修費支給においては、手すりとは紙巻器は別々に取り付けることが望ましく、そのため紙巻器付き手すり全体の費用は支給対象となりません。また、棚状の手すりは利用者の身体状況から必要と判断される場合、支給の対象となります。取り付け位置等で、紙巻機と一体となった手すりを取り付けたい場合は、紙巻器部分を差し引いた金額を示すために、一体となった手すりのカタログ、差し引いた額の根拠（同メーカーの紙巻き器のみの商品の額わかるカタログなど）の添付が必要となります。

Q15. 住所を異動する。以前に保険給付で取り付けした手すりを外して、新たな住所地で使いたい対象となるか。

継続して使用できる手すりの取り外しにかかる費用は対象となりません。外したものを再び新しい住所地で取り付けの際にかかる費用については介護給付の対象です。ただし、新たな住所地が新築の場合を除きます。

Q16. 居室から壁を壊して直接トイレに行けるようにする場合、壁の撤去費用は住宅改修の対象となるか。

対象は、手すり、段差解消などの項目に限られることから、対象外です。付帯工事にもなりません。